◇河川法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（国土交通省）

一　河川法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が都道府県知事等に代わって特定河川工事又は特定維持を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加することとした。（第一〇条の八第二項及び第一〇条の九第二項関係）

2　1の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、当該特定河川工事又は特定維持の完了又は廃止の日後においても行使することができることとした。（第一〇条の八第三項及び第一〇条の九第三項関係）

二　独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正関係

1　独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって特定河川工事を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加することとした。（第一七条の三第一項関係）

2　1の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、当該特定河川工事の完了又は廃止の日後においても行使することができることとした。（第一七条の三第二項関係）

三　福島復興再生特別措置法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が地方公共団体の長に代わって河川の改良工事を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加することとした。（第一四条第二項第一二号～第一四号関係）

2　1の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、当該河川の改良工事の完了又は廃止の日後においても行使することができることとした。（第一四条第三項関係）

四　大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣又は都道府県知事が河川管理者に代わって特定災害復旧等河川工事を行う際に行使する権限に洪水時等における緊急措置に係る権限を追加することとした。（第三一条第二項第一三号～第一五号及び第三二条第二項第一二号～第一四号関係）

2　1の洪水時等における緊急措置に係る権限のうち、損失の補償等に係るものについては、特定災害復旧等河川工事の完了又は廃止の日後においても行使することができることとした。（第三一条第三項及び第三二条第三項関係）

五　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一〇号）（経済産業省）

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六一号）第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年六月一三日とすることとした。

◇株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（政令第二一一号）（経済産業省）

一　株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　業務の範囲

㈠　株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第二一条第三項第一〇号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とすることとした。（第五条第二項関係）

(1)　法第六条第一項第四号から第九号までに掲げる者であって商工組合中央金庫の株主であるものが、その定款の変更以外の事由により、それぞれ当該各号に掲げる者以外の者となったこと。

(2)　法第六条第一号から第九号までに掲げる者であって商工組合中央金庫の株主であるもの（以下「融資対象株主」という。）の直接又は間接の構成員が、当該融資対象株主に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の直接又は間接の構成員でなくなったこと。

イ　定款の変更

ロ　構成員を有さない法人その他の団体への変更

ハ　定款で定める存続期間又は存立時期の満了その他これらに類する事由以外の事由による解散

ニ　(1)に掲げる事由（当該構成員の責めに帰すべき場合を除く。）

(3)　融資対象株主の間接の構成員が、その加入する当該融資対象株主の直接の構成員に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の間接の構成員でなくなったこと。

イ　(2)イからハまでに掲げる事由

ロ　当該融資対象株主である者からの脱退

㈡　商工組合中央金庫は、㈠に規定する事由により融資対象団体等でなくなった日から二年間に限り、当該融資対象団体等でなくなった者に対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができることとした。（第五条第三項関係）

2

㈠　同一人に対する信用の供与等

商工組合中央金庫の同一人の範囲について、連結してその計算書類の作成を義務付けられている会社等にあっては、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大することとした。（第六条第一項～第三項関係）

㈡　商工組合中央金庫の同一人に対する信用供与等限度額について、商工組合中央金庫の自己資本の額の一〇〇分の四〇から一〇〇分の二五に引き下げることとした。（第六条第九項関係）

㈢　商工組合中央金庫の同一人に対する信用供与等限度額が超過する場合の承認理由について、商工組合中央金庫又は債権者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由を追加することとした。（第六条第一〇項及び第一一項関係）

㈣　商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の適用除外となる信用の供与等に、日本銀行及び外国政府等に対する信用の供与等を追加することとした。（第六条第一二項関係）

㈤　法第二六条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う商工組合中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とすることとした。（第六条第一三項関係）

㈥　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　休日

㈠　商工組合中央金庫がその営業所（商工組合中央金庫の本店その他の主務省令で定める営業所を除く。）の休日として主務大臣に届出をした日を当該営業所の休日とすることができることとした。（第一三条第二項関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　剰余金の配当の特例

剰余金の配当の特例の廃止に伴い、当該特例に関する規定を削除することとした。（旧第一五条関係）

5　主務大臣の監督

㈠　商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者に対し、商工組合中央金庫の監督権限を有する財務局長等へ当該委託を受けた者に対する報告徴求等の権限を委任することとした。（第一六条第五項関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

法第六〇条の三五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第六〇条の三七第一項において準用する銀行法第五二条の六六及び第五二条の八三第三項に規定する政令で定めるものは、金融商品取引法第一五六条の三九第一項の規定による指定及び7の㈠から㈦までに掲げる指定とすることとした。（第二二条関係）